

農林水産省知的財産戦略2020(2015年5月) <概要>

現状認識

- 農林水産業・食料関連産業は「知識産業・情報産業」との位置付け。
- ビジネスモデルとそれを支える知的財産マネジメントの重要性。
- 和食のユネスコ無形文化遺産登録等により、我が国の食文化に世界の関心が集まっている。
- 地理的表示保護制度の創設。

知的財産の活用による新たな価値の創出

- 知的財産を活用して新たな消費者価値を創出するためには、消費者目線で製品の魅力を明確化すること、商品の特性を踏まえてブランドを活用することが有効。
- 消費者価値を事業者価値に繋げるビジネスモデルとそれを支える知的財産マネジメントを企画・実施できるよう、関連する知見の体系化及び普及啓発を行うことが重要。

戦略的な知的財産マネジメントの推進

- 海外におけるビジネスの上流から下流までのバリューチェーン全てを囲い込む動きに対し、海外企業と連携すべきところは連携しつつも、市場全体を支配されることにならないよう、我が国食料産業等の対応を政策的に支援。
- 規模は小さいが日本のブランド価値を高める「農芸品・食芸品」と産業規模が大きな「農産業品・食産業品」について切り分けと関連付け。
- 国民全般に対して、広く知的財産に関する知識を普及啓発、知的財産を尊重する倫理観を育む。
- 情報には皆が広く共有すべき「公共財」と、個々の財産として扱うべき「私財」や「地域財」などがあり、それらを区別することが重要。

8つの具体的な対応方向

- 技術流出対策・ブランドマネジメント
- 知的財産の活用による海外市場開拓
- 国際標準の戦略的な活用
- 伝統や地域ブランドの活用
- 農林水産分野におけるICTの活用
- 種苗産業の競争力強化
- 研究開発における知的財産マネジメント
- 知的財産に関する啓発及び人材育成

※ 本戦略は概ね5年ごとに見直しを実施することとなっている。